

# 第 11 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日 から

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

茨 城 県

## 目次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	1
第三 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方	1
(1) 希少鳥獣	1
(2) 狩猟鳥獣	1
(3) 外来鳥獣	2
(4) 一般鳥獣	2
第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
(1) 方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	4
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区の指定計画	7
3 休猟区の指定	7
(1) 方針	7
4 鳥獣保護区の整備等	8
(1) 方針	8
(2) 整備計画	8
(3) 保全事業の計画	9
第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	9
(2) 人工増殖計画	9
2 放鳥獣	9
(1) 方針	9
(2) 放鳥計画	10
(3) 放獣計画	10
第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可する場合の基本的考え方	11
(3) わなの使用に当たっての許可基準	11
(4) 許可に当たっての条件の考え方	12
(5) 許可権限の市町村長への委譲	12
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	12
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	13
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	13
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	13

2	学術研究を目的とする場合-----	1 4
(1)	学術研究-----	1 4
(2)	標識調査（環境省足環を装着する場合）-----	1 5
3	鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 5
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方-----	1 5
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成-----	1 5
(3)	有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項-----	1 7
(4)	特定計画に基づく個体数調整との関係-----	1 7
(5)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定-----	1 7
(6)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備-----	2 0
4	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合-----	2 2
5	その他特別の事由の場合-----	2 3
6	鳥獣の飼養の適正化-----	2 4
(1)	方針-----	2 4
7	販売禁止鳥獣等の販売許可-----	2 4
(1)	許可の考え方-----	2 4
(2)	許可の条件-----	2 4
第七	特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項-----	2 4
1	特定猟具使用禁止区域の指定-----	2 4
(1)	方針-----	2 4
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画-----	2 5
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳-----	2 6
2	猟区設定のための指導-----	2 7
(1)	方針-----	2 7
(2)	設定指導の方法-----	2 7
3	指定猟法禁止区域の指定等-----	2 7
(1)	指定の方針-----	2 7
(2)	許可の方針-----	2 8
第八	特定計画の作成に関する事項-----	2 8
1	特定計画の作成に関する方針-----	2 8
2	特定鳥獣保護管理の推進-----	2 8
第九	鳥獣の生息状況の調査に関する事項-----	2 8
1	基本方針-----	2 8
2	鳥獣保護対策調査-----	2 9
(1)	方針-----	2 9
(2)	野生鳥獣生息分布調査（5年毎）-----	2 9
(3)	希少鳥獣等保護調査-----	2 9
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査-----	2 9
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査-----	3 0
3	狩猟対策調査-----	3 0
(1)	方針-----	3 0
(2)	狩猟鳥獣生息調査-----	3 0
(3)	放鳥効果測定調査-----	3 0
(4)	狩猟実態調査-----	3 1

4	生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査-----	3 1
	(1) 方針-----	3 1
	(2) 調査の概要-----	3 1
第十	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項-----	3 2
1	鳥獣行政担当職員-----	3 2
	(1) 方針-----	3 2
	(2) 設置計画-----	3 2
	(3) 研修計画-----	3 3
2	鳥獣保護員-----	3 3
	(1) 方針-----	3 3
	(2) 設置計画-----	3 3
	(3) 年間活動計画-----	3 3
	(4) 研修計画-----	3 3
3	保護管理の担い手の育成，狩猟者の減少防止対策-----	3 4
	(1) 方針-----	3 4
	(2) 実施計画-----	3 4
4	鳥獣保護センターの設置-----	3 4
	(1) 方針-----	3 4
	(2) 鳥獣保護センターの施設計画-----	3 4
5	取締り-----	3 5
	(1) 方針-----	3 5
	(2) 年間計画-----	3 5
6	必要な財源の確保-----	3 6
第十一	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項-----	3 6
1	狩猟の適正管理-----	3 6
2	傷病鳥獣救護の基本的な対応-----	3 6
	(1) 方針-----	3 6
	(2) 救護を行うに当たっての留意事項-----	3 6
3	安易な餌付けの防止-----	3 7
	(1) 方針-----	3 7
4	動物由来感染症等への対応-----	3 7
	(1) 方針-----	3 7
	(2) 具体的な対応-----	3 8
5	普及啓発-----	3 8
	(1) 鳥獣保護管理についての普及等-----	3 8
	(2) 愛鳥モデル校の指定-----	3 9
6	法令の普及徹底-----	3 9
	(1) 方針-----	3 9
	(2) 重点項目-----	3 9
参考資料		
1	鳥獣生息状況の推移-----	4 0
2	狩猟者登録数の推移-----	4 4

## はじめに

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものであります。

このため、茨城県では、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第11次鳥獣保護事業計画を以下のとおり定めます。

### 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とします。

### 第二 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

今日、一部の種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣や外来鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の生息環境の管理、個体数管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣保護管理が必要となっています。

また、狩猟は単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしていますが、狩猟者の減少や高齢化が進行していることから、狩猟者の育成・確保を図りながら、狩猟による事故防止等狩猟の適正化を図ることも求められています。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとします。

### 第三 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方

#### (1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき定められているもの並びに「茨城における絶滅のおそれのある野生生物〈動物編〉」（平成12年3月作成。以下「県版レッドリスト」という。）において絶滅危惧種及び危急種に該当する鳥獣とします。

希少鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとします。

また、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地の保護区の指定を検討し、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととします。

#### (2) 狩猟鳥獣

法第2条第3項に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣とします。

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把

握に努めるものとします。

また、持続的な捕獲が可能となるよう保護管理を図る必要がある場合は、休猟区や捕獲制限等の制度の活用を検討するものとします。

### (3) 外来鳥獣

本来、我が国に生息しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とします。

生活環境、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を積極的に推進して被害防止を図るものとします。

### (4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とします。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとします。

特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の積極的な作成、実施により、鳥獣による被害の防止や地域個体群の存続を図るものとします。

## 第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県は、多くの河川や湖沼、美しい山なみや海岸など変化に富んだ地形に加え、暖帯と温帯の境界に位置するとともに、沖合では暖流と寒流が出合うため、多種多様な生物が多く生息しています。

地形的にみると、北部には、阿武隈山地の南端である八溝山地、多賀山地を中心に低い山が連なった山間地からなっており、また、南部は、関東平野の東部に位置し、中央には筑波山、東には霞ヶ浦と水郷地帯があります。さらに西には鬼怒川、小貝川が利根川に注ぎ、その両河川流域には平坦な農耕地が広がっています。

海岸線は、約 180 キロメートルに及び、北部では断崖と砂浜が連続する変化に富んだ景観を呈していますが、南下するに従い平坦な砂浜海岸となっています。

このような本県の地勢は野生生物の生息環境に適しており、全国的にも希少な種が多くみられることから、県版レッドリストには、鳥類については利根川周辺のオオセッカ、稲敷市に飛来するオオヒシクイ等 67 種、また、ほ乳類については全国的にも希少なホンドオコジョやヤマコウモリ等 7 種を選定しています。

これらの野生鳥獣を保護するため、本県では第 10 次鳥獣保護事業計画（以下「10 次計画」という。）までに鳥獣保護区を 80 箇所 60,449 ヘクタール（県土面積の約 9.9%）指定してきていますが、近年、県民の自然環境に対する

関心が高まるなかで、生物の保護、自然環境の保全や身近な自然とのふれあいを求める県民の要請が高まってきています。

渡良瀬遊水地や霞ヶ浦など※については、ラムサール条約への登録に向けての条件整備のため、周辺市町村をはじめ関係団体等に対し鳥獣保護区の指定について協力を求めていくものとします。

このようなことから、本計画においては、次のような方針に基づき鳥獣保護区の指定を行っていくものとします。

※ 本県のラムサール条約登録湿地の潜在候補地：渡良瀬遊水地，霞ヶ浦及び北浦，利根川下流域，涸沼（平成22年9月30日，環境省報道発表より）

## ② 当計画における指定方針

- 1) 期間満了となる既設の鳥獣保護区については原則として指定期間の更新を行うものとしますが、その際、鳥獣による被害等の状況や鳥獣の生息状況等に応じて、指定区域など必要な見直しを行うものとします。
- 2) 新規指定については、森林鳥獣の生息地、集団渡来地及び身近な鳥獣生息地のうち保護の必要性が高い区域を選定するものとします。
- 3) 自然公園法、自然環境保全条例等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努めるものとします。
- 4) 指定期間は、従来どおり10年とします。
- 5) 本計画において指定を計画している鳥獣保護区以外であっても、鳥獣の生息状況や地域における鳥獣の保護活動の状況等から、特定猟具使用禁止区域のうち特に鳥獣の保護を図る必要がある地域や鳥獣の重要な生息地等については、必要に応じて、地域の関係団体等と調整のうえ鳥獣保護区の指定に努めるものとします。

## ③ 指定における留意事項

- 1) 鳥獣保護区の指定に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めます。
- 2) 行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあつては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとします。
- 3) 区域界については、河川、海岸線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により設定するよう努めるものとします。

## ④ 指定区分

### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとします。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、山麓から山頂一帯まで偏りなく配置するよう努めるものとします。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生，地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

天然林，林相地形が変化に富む地域，溪流又は沼沢を含む地域，餌となる動植物が豊富な地域

2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため，これらの渡来地である干潟，湿地，湖沼，岩礁等のうち必要な地域について，集団渡来地の保護区を指定します。

指定に当たっては，次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし，その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに，採餌，休息又はねぐらとするための後背地，又は水面等も可能な限り含めるものとします。

ア 現在，県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で，鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

3) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し，豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域，又は，自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要と認められる地域について，身近な鳥獣生息地の保護区を指定します。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	19	42	箇所						0						0
	面積(ha)	5,700	39,237	変動面積(ha)						0						0
集団渡来地	箇所		11	箇所						0						0
	面積(ha)		13,992	変動面積(ha)						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		27	箇所		1				1						0
	面積(ha)		7,220	変動面積(ha)		1,385				1,385						0
計	箇所		80	箇所	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		60,449	変動面積(ha)	0	1,385	0	0	0	1,385	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了する鳥獣保護区						計画期間中の増減 (減:△)	計画終了時の鳥獣保護区	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
					0							0		42
					0							0		39,237
					0							0		11
					0							0		13,992
					0							0		28
					0							1,385		8,605
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		81
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,385		61,834



※ 地元等の要望があり、かつ、地域の合意形成がなされたものについては、計画外であっても、鳥獣保護区の指定を行っていきます。

①鳥獣保護区の指定計画

身近な鳥獣生息地の保護区

年度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
平成25年度	龍ヶ崎市	龍ヶ崎	ha 1,385	10年	龍ヶ崎, 龍ヶ崎市半田・塗戸特定猟具使用禁止区域(銃)からの指定替え
合計		1箇所	1,385ha		

②既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動後の面積	異動後の面積			
平成24年度	森林鳥獣生息地	高萩	期間更新	ha 890	ha	ha 890	24年11月1日から 34年10月31日まで		
		大宮	同上	890		890	同上		
		友部	同上	724		724	同上		
	集団渡来地	霞ヶ浦	同上	5,290		5,290	同上		
	身近な鳥獣生息地	納場	同上	120		120	同上		
		龍神山	同上	581		581	同上		
		逆井城跡公園	同上	140		140	同上		
計		7箇所		8,635	8,635				
平成25年度	森林鳥獣生息地	高岡	同上	4,485		4,485	25年11月1日から 35年10月31日まで		
		袋田	同上	279		279	同上		
		太田西山	同上	1,490		1,490	同上		
		那珂	同上	1,280		1,280	同上		
		柿岡東	同上	1,240		1,240	同上		
		中央青年の家	同上	700		700	同上		
		乙戸沼	同上	880		880	同上		
	守谷取手	同上	2,109		2,109	同上			
	集団渡来地	取手	同上	600		600	同上		
	身近な鳥獣生息地	大子中央	同上	580		580	同上		
千波		同上	1,300		1,300	同上			
さしま		同上	470		470	同上			
計		12箇所		15,413	15,413				

平成26年度	森林鳥獣生息地	高柴	同上	470	470	26年11月1日から 36年10月31日まで		
		町付	同上	182	182	同上		
		麻生	同上	2,500	2,500	同上		
	集団渡来地	瀬沼	同上	2,072	2,072	同上		
	身近な鳥獣生息地	十王	同上	150	150	同上		
		大塚池	同上	270	270	同上		
		高須崎	同上	151	151	同上		
		八千代	同上	491	491	同上		
計		8箇所		6,286	6,286			
平成27年度	森林鳥獣生息地	五浦	同上	112	112	27年11月1日から 37年10月31日まで		
		大中	同上	320	320	同上		
		五里平	同上	230	230	同上		
		愛宕山	同上	807	807	同上		
		波崎南	同上	900	900	同上		
	身近な鳥獣生息地	笠間湖	同上	210	210	同上		
		三ツ石森林公園	同上	5	5	同上		
		龍ヶ崎市森林公園	同上	45	45	同上		
宮山	同上	20	20	同上				
計		9箇所		2,649	2,649			
平成28年度	森林鳥獣生息地	花貫ダム	同上	29	29	28年11月1日から 38年10月31日まで		
		大菅	同上	325	325	同上		
	身近な鳥獣生息地	小貝川ふれあい公園	同上	103	103	同上		
計		3箇所		457	457			
合計		39箇所		33,440	33,440			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

特別保護地区は、10次計画までに7箇所1,270ヘクタールを指定していますが、本計画においては、期間満了となる特別保護地区については原則として再指定することとします。

また、特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地については、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持にも資することから、特別保護地区の指定に向けて関係団体等との調整を進めるものとします。

さらに、集団渡来地の鳥獣保護区内の特別保護地区については、人の出入り、車両の乗り入れ等により鳥獣の生息、繁殖に悪影響が生じる恐れがある場合には、特別保護指定区域として指定するよう努めるものとします。

特別保護地区の指定（再指定を含む。）に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等地域の関係者の合意形成に努めるものとします。

なお、指定期間は、原則として鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとします。

※ 特別保護地区：鳥獣保護区内にあって、鳥獣の保護又は生息地の保全のため、建築物の建設、水面の埋め立て、干拓及び木竹の伐採等を制限する地域（環境大臣又は知事が指定）。

※ 特別保護指定区域：特別保護地区内にあって、人の立入り、車両の乗入れ等によって鳥獣の生息や繁殖に悪影響が生じるおそれがある区域において、それらの行為を制限する区域（環境大臣又は知事が指定）。

## （２）特別保護地区の指定計画

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	6	箇所	1					1						0
	面積(ha)	335	変動面積(ha)	14					14						0
集団渡来地	箇所	1	箇所		1				1						0
	面積(ha)	935	変動面積(ha)		935				935						0
計	箇所	7	箇所	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)	1,270	変動面積(ha)	0	14	935	0	0	949	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了する特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増減(減:△)	計画終了時の特別保護地区
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
					0		1				1		6
					0		14				14		335
					0			1			1		1
					0			935			935		935
0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2		7
0	0	0	0	0	0	0	14	935	0	0	949		1,270

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成25年度	森林鳥獣生息地	太田西山	1,490 ha	25年11月1日から 35年10月31日まで	14 ha	25年11月1日から 35年10月31日まで	14 ha		再指定
計		1箇所	1,490		14				
平成26年度	集団渡来地	瀬沼	2,072	26年11月1日から 36年10月31日まで	935	26年11月1日から 36年10月31日まで			再指定
計		1箇所	2,072		935				
合計		2箇所	3,562		949				

## 3 休猟区の指定

### （１）方針

本計画においては、県内における野生鳥獣生息分布調査（平成7年度から5年ごとに実施。平成22年度は未実施）の結果、主な狩猟鳥は増加傾向を示していること及び狩猟者登録数

が減少していることから※、当面、新たな休猟区の指定は行わないものとします。

ただし、鳥獣保護員等による生息状況調査等から、明らかな狩猟鳥等の減少が見られる場合は、休猟区の指定を検討するものとします。

※ 40ページからの参考資料「1 鳥獣生息状況の推移、2 狩猟者登録数の推移」を参照

休猟区を指定する場合は、狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者の入り込み数等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域を指定するものとし、その指定に当たっては、農林水産業の関係者、地域住民等の理解が得られるよう留意するものとします。

また、特定計画の指定区域にあつては、特定鳥獣の狩猟を行うことが出来る特例休猟区の指定に努めるものとします。

なお、指定期間は2年とします。

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の区域界が明らかになるよう標識等を設けるなど管理のための施設を整備するとともに、鳥獣保護員を配置し定期的な巡視を行うよう努めるものとします。

また、鳥獣の観察に適する場所においては、市町村等の協力を得ながら、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路や観察舎等の利用施設の整備に努めるものとし、人と野生鳥獣とのふれあいを創出し環境教育の場としての活用を図っていくこととします。

さらに、鳥獣保護区の指定後の環境変化により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、給餌・給水施設等の設置などにより生息環境の改善に努めるものとします。

なお、事業の実施にあつては、野生鳥獣の人への依存を助長することのないよう配慮するものとします。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の設置

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	鳥獣保護区及び特別保護地区の必要な箇所に制札や補助表示板を設置します。				

###### ② 利用施設の整備

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じて、鳥獣の観察に適する場所に市町村等の協力を得ながら整備に努めていきます。				

③ 調査，巡視等の計画

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理のための調査等の実施	鳥獣保護員等により鳥獣保護区の巡視及び生息環境の調査を行います。				

(3) 保全事業の計画

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給餌，給水施設等の整備	必要に応じ，身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区を中心に，愛鳥モデル校等の協力を得ながら整備に努めます。				

第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

放鳥の対象とするキジ，ヤマドリの人工増殖については，人工養殖業者等に対し次の点に配慮するよう指導します。

- ① 県の放鳥計画に対応する優良種の羽数が確保できるよう，計画的な繁殖体制を整備すること。
- ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため，必要に応じて野生から新たな個体の導入を図ること。
- ③ 地域個体群間の交雑を防ぐため，放鳥しようとする場所に元来生息する個体（同一亜種に限る）のみを繁殖対象とすること。

また，高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合には，人工養殖業者等に対し情報提供すると共に，衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等を要請するものとします。

なお，獣類の人工増殖については，行わないこととします。

(2) 人工増殖計画

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度～平成28年度	—	—	キジ，ヤマドリ	相手方：茨城県日本キジ・ヤマドリ養殖組合等 指導方法：巡回指導等 指導内容：地域個体群交雑防止に関する助言	

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥事業は，狩猟鳥であるキジ，ヤマドリの保護繁殖のみならず野生鳥獣個体数管理や農林水産業等被害防止に社会的な役割を果たす狩猟者の育成に寄与することを目的としています。実施に当たっては，県の放鳥計画に基づき関係団体と連携し，各種調査を行うほか，効

率的な放鳥手法を検討していきます。

また、放獣については生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、行わないよう関係団体等に対し指導していくほか、移入鳥獣（国内の他地域から導入された鳥獣を含む）の放鳥獣についても在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあるため、人工増殖を含め行わないよう指導していきます。

なお、放鳥事業実施の際、次の事項に留意し行います。

- ① 人や他の鳥獣に対する病原体を保有するおそれのある鳥類が生息する地域内から放鳥用の個体を捕獲しないこと。
- ② 放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原体の伝搬等により既に生息している鳥類に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。
- ③ 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生している際には、放鳥事業を一時的に見合わせること。
- ④ 放鳥する鳥類については、標識を付すこと。

## (2) 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キジ	全地域	1,800羽	1,600羽	1,450羽	1,300羽	1,150羽
ヤマドリ	県北地域	200羽	200羽	200羽	200羽	200羽

## (3) 放獣計画

獣類の人口増殖計画はなく、放獣は行わないものとします。

## 第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとします。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとします。

#### (1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣(以下「外来鳥獣等」という。)により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害等を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、この限りではありません。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の

使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

- ⑥ 法第36条及び法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。
- ⑦ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

目 的	説 明
① 学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画のもとでのみ行われるものとします。
② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。
③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	個体数調整を目的とした捕獲等又は採取者は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとします。
④ その他特別な事由を目的とする場合	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とします。
a 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。
b 傷病により保護を要する鳥類の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
c 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
d 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
e 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
f 全各号に掲げる者のほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たつての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請は、①、②の基準を満たすものとします。ただし、とらばさみを使用した方法での許可申請については、禁止猟法であり、過去5年間申請が出ていない

ことから、許可しないこととします。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。ただし、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りではありません。

② イノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとします。

なお、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区において、捕獲等を許可する場合は、捕獲対象種以外の鳥獣の生息に極力影響を与えないよう銃器の使用は必要最小限とするとともに、区域指定されている場所の中には一般住民が利用する場所もあるため、安全を確保する観点からも適切な条件を付すものとします。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、広域的な見地からの判断の必要性及び市町村における保護管理体制を勘案し、必要に応じ市町村への捕獲許可権限の委譲について検討するものとします。

次の鳥獣（20種）に係る有害鳥獣捕獲許可権限については、引き続き市町村に委譲し、法令、本計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務実施要領」等に従って適切に事務が遂行されるよう助言するものとします。

また、県への許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう指導するものとします。

なお、権限を委譲する種については、鳥獣の生息状況や被害等の発生状況のほか、市町村の体制等を勘案したうえで、必要に応じ見直しを行うものとします。

カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、アライグマ、カワウ

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとします。また、



わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとします。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとします。

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとします（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとします。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとします。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとします。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとします。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとします。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとします。

特に、傷病鳥獣の救護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとします。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとします。

#### (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導するものとします。

## 2 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

#### ① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものとします。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めないものとします。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

#### ② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

#### ③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽，頭，個）。

外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽，頭，個）。

#### ④ 期間

1年以内。

#### ⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとします。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。

#### ⑥ 方法

次の1) 及び2) に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

#### ⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の1) から3) に掲げる条件に適合するものとします。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及

ばすような措置を行わないこと。

- 3) 電波発信機，足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については，目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお，電波発信機を装着する場合には，原則として，必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また，装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には，標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として，標識調査を主たる業務として実施している者においては，鳥類各種各2,000羽以内，3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては，同各1,000羽以内，その他の者においては同各500羽以内。ただし，特に必要が認められる種については，この限りではありません。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として，規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りではありません。

⑤ 方法

原則として，網，わな又は手捕りとします。

3 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は，被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に，その防止及び軽減を図るために行うものとします。

その捕獲は，原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとします。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては，関係諸機関との連携の下，実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとします。

また，農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため，総合的，効果的な防除方法，狩猟を含む個体数管理等，鳥獣の適正な管理方法を検討し，所要の対策が講じられるよう努めるものとします。

なお，外来鳥獣等についてはこの限りではなく，積極的な有害鳥獣捕獲を図ることとします。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、カルガモ、ヒヨドリ、ムクドリ、カラス類及びイノシシを対象とし、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとします。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとします。

予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとします。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数に上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとします。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとします。

また、特定計画の対象地域における予察捕獲は、特定計画に基づく数の調整に資するものですので、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとします。

② 予察表

加害鳥獣	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲許可対象	その他			
カルガモ	野菜、レンコン、水稲	←															土浦市、常陸太田市、常陸大宮市、稲敷市、かすみがうら市	○	
ヒヨドリ	果樹、野菜				←	→											日立市、下妻市、筑西市、八千代町	○	
ムクドリ	果樹				←	→											土浦市、筑西市、下妻市、常総市、八千代町	○	
カラス類	水稲、麦類、豆類、飼料作物、果樹、野菜、ソバ	←															県内全域	○	生活被害
	送電線	←			→										←	→	県内全域	○	
イノシシ	水稲、麦類、豆類、飼料作物、果樹、野菜、ソバ	←															水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、城里町、大子町	○	

(3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、以下のことに留意します。

- ① 実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じること
- ② 事前に関係地域住民等に周知すること
- ③ 鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させること

(4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとしますが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合性を図るものとします。

(5) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲のための許可は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（人身への危害又は植生の衰退や在来種の圧迫等、自然生態系の攪乱を含む。以下「被害等」という。）及び防除対策の状況を的確に把握し、その結果、被害等が現に生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとします。ただし、外来鳥獣等については、この限りではありません。

また、その実施が捕獲対象鳥獣の個体群の拡散をまねく等、様々な影響を及ぼすことを想定したうえで慎重に行うものとします。

なお、外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

② 許可基準

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人※であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の法定猟法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。

狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができる場合のうち、次に掲げるときは、許可することができるものとします。

ア 住宅等の建物内及び敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及び塀や垣に囲われ不特定の人物が立ち入るおそれの少ない住宅等の敷地内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ等の鳥獣を捕獲する場合

また、許可権者は捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとします。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとします。

なお、市町村、農協等（環境大臣が定める法人に限る）に対する許可であって、次のアからウまでの要件を全て満たす場合は、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができます。

ア 銃器の使用以外の方法で捕獲すること（銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く）

イ 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

ウ 当該法人が補助者に対して講習会を実施し、捕獲技術や安全性等が確保されていること

この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲等を行うよう指導するものとします。当該法人等は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとします。

また、法人等に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとします。

※ 法第9条第8項に規定する「国，地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

## 2) 鳥獣の種類・数

ア 捕獲等許可対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とし、許可する数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数とする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、この限りではありません。

イ 狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、全国的にも被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であるとされており、これらの鳥獣を含む、過去に被害や捕獲の実績がない又は稀な鳥獣に係る捕獲等許可申請については、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防除対策について検討したうえで許可するなど、特に慎重に取り扱うものとします。

ウ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又はbのいずれかに該当する場合に行うものとします。

a 現に被害等が発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成されない場合

b 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。

エ ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しないこと

とします。

### 3) 捕獲等の実施期間

ア 対処捕獲の期間は、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に防除が実施できる時期において、地域の実情に応じて、捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とします。

イ ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではありません。

ウ 捕獲等対象以外の鳥獣の生息に影響がある期間はできる限り捕獲等を避けることとします。

エ 期間は、原則として銃器を使用する場合は1ヶ月以内(銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く)、銃器以外(わな等)を使用する場合は、3ヶ月以内とします。

オ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれのないよう、当該期間に捕獲を実施する必要性を十分に審査するなど、適切に対応することとします。

カ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うように努めるものとします。

### 4) 区域

ア 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とします。

この場合において個人による有害鳥獣捕獲の場合は、被害等を受けた者の住宅や果樹園等排他的に管理できる区域とします。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合は、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとします。また、被害等が隣県にまたがって発生する場合には、隣県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、隣県間の連携を図るものとします。

ウ 鳥獣保護区等における捕獲等は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとします。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとします。

エ 囲いや作物のある土地等における有害鳥獣捕獲については占有者等の同意を得るよう指導するものとします。

オ 慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、有害鳥獣捕獲の推進を図るものとします。

### 5) 捕獲等の方法

ア 有害鳥獣捕獲の方法は、従来の捕獲実績を考慮し、法令により禁止されている猟具、猟法の使用以外で最も効果のある方法とします。ただし、安全性の確保が可能な方法であつ

て、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではありません。

イ 個人による有害鳥獣捕獲の場合は、銃器以外の方法に限るものとします。ただし、止めさしに限定する場合は、銃器の使用が可能です。

ウ 空気銃を使用した捕獲等は、鳥獣に対する半矢の危険性を回避するため、イノシシ等の大型獣類については認めません。ただし、取り逃がす危険性のない状況において使用する場合には、この限りではありません。

エ 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために法第 15 条により指定した指定猟法禁止区域においては、原則として鉛散弾の使用は認めないものとします。

オ 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないものとします。

カ 捕獲等の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合には、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう、関係者等への指導を行うこととします。

## (6) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

### ① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとします。また、生息状況や被害の発生状況を踏まえた、有害鳥獣捕獲の適正かつ効率的な実施や農業者への被害防止対策の普及等を行うため保護管理の担い手となる人材の育成・確保に努めます。

更に、適切な保護管理を行うため専門的知見を有する人材を積極的に活用します。

#### 1) 捕獲隊の編成

イノシシ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域において、銃器を使用して有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとします。

#### 2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県関係部局、関係機関等との連携の強化に努めるとともに、地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう市町村に助言するものとします。

また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 1 項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。）と連携を図るよう指導することとします。

#### 3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の



把握・連絡，防護柵等の防除技術の普及，追い払い等の被害対策を行う体制の整備，効果的な取組事例の紹介，被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとします。

また，人が排出する生ごみ等への依存が鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み，被害等の未然防止の観点から，生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに，鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め，関係機関や県民への周知徹底を図るものとします。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ， カラスその他必要な種	被害発生地域	

③ 指導事項の概要

- 1) 捕獲隊は，原則として市町村単位に1 隊とします。ただし，当該市町村内で捕獲隊の編成が困難な場合等においては，市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し，その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとします。
- 2) 捕獲隊には，隊を代表し，捕獲従事者を統轄できる代表者（正副各1名）を選任していることとします。
- 3) 捕獲隊の構成員は，加害鳥獣の生息状況，行動範囲，捕獲数等を考慮して，捕獲を実施するために必要な最小限の人数とし，おおむね20人以内を原則とします。
- 4) 捕獲隊の代表者（以下「隊長」という。）は，原則として捕獲区域の所轄猟友会の支部長を充てるものとしますが，分会制をおく支部においては分会長を充てることのできるものとします。
- 5) 捕獲従事者は，目的とする鳥獣の捕獲技術に優れ，有害鳥獣捕獲のための出動が可能であり，安全かつ適切に捕獲することができる者として。このため，関係法令や鳥獣の種類，捕獲方法，捕獲地域の状況等に精通した者がふさわしく，狩猟免許を所持することのほか次のすべての要件を備えているものとします。
  - ア 原則として，被害等の発生している地域と同一の市町村に居住している者であること。ただし，共同捕獲において，他の市町村から協力を求める必要があると隊長が判断し，同一市町村以外の支部長と協議が整ったときは，この限りではありません。
  - イ 原則として，申請日前5年以上の狩猟歴を持ち，かつ，3年以上継続して狩猟者登録を受けている者であること。ただし，その者の所有する果樹園等において有害鳥獣捕獲を行う場合にあつては，この限りではありません。
  - ウ 過去において狩猟事故や違反がなく，人格円満な者であること。
  - エ 捕獲依頼に応じて随時捕獲活動に従事することができ，かつ，狩猟者保険等に加入しており，狩猟事故による損害賠償能力を備えている者であること。
  - オ 市町村又は法人が実施する捕獲隊による共同捕獲の場合は，県猟友会支部長（分会制をおく支部にあつては分会長）が推薦する者であること。
- 6) 被害等の発生状況に応じて，共同捕獲又は単独捕獲による捕獲方法が適切に選択されていることとします。

#### 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとします。

##### (1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、実施者の数は必要最小限とし、それらの中には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導することとします。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていることとします。

##### (2) 鳥獣の種類・数

鳥獣の種類は、特定計画の対象になっているものとします。

また、捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であることとします。

##### (3) 期間

① 特定計画の達成を図るために、1年以内で必要かつ適切な期間とすることとします。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮することとします。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応することとします。

##### (4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

##### (5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めないこととします。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではありません。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとします。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めることとします。

5 その他特別の事由の場合

区分	許可対象者	鳥獣の種類・数量	期間	区域	方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員	必要と認められる種類及び員数（羽，頭，個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として法第2条第2項で定める法定猟法及び法第12条第1項第3号で定める使用が禁止されている猟法以外の方法によること。ただし，他の方法が無く，やむを得ない事由がある場合は，この限りではありません。
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員，鳥獣保護員，その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域	
博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館，動物園等の公共施設の飼養・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び員数（羽，頭，個）	6ヶ月以内	原則として，法第28条第1項（鳥獣保護区），法第34条第1項（休猟区）及び法第35条第1項（特定猟具使用禁止区域）並びに規則第8条（公道等）で定める区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	網・わな又は手捕り
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者であって原則として県内に住所を有する者。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りではありません。	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の員数（羽，頭，個）とし，放鳥を目的とする場合は対象地と同様の遺伝的特性を持つ個体とします。			
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事，伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも，現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により，当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限。捕獲し，行事に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りではありません。	原則として法第2条第2項で定める法定猟法及び法第12条第1項第3号で定める使用が禁止されている猟法以外の方法によること。ただし，他の方法が無く，やむを得ない事由がある場合は，この限りではありません。
その他特別な事由	捕獲の目的に応じて個々の案件ごとに判断するものとします。 環境影響評価のための調査，被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は，学術研究に準じて取り扱います。				

## 6 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

- ① 違法飼養防止のため、県や市町村の広報誌等により、県民に法令の趣旨の周知徹底を図るほか、鳥獣保護員等による巡回指導を強化するものとします。
- ② 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、登録票の交付事務を行っている市町村に対し、次の点に留意し事務を執行するよう助言するものとします。
  - 1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認したうえで行うこと。
  - 2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）制度導入以前から更新されているなどの長期更新をしている個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認したうえで更新を行うこと。
  - 3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。
  - 4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の個体を飼養する等不正な飼養が行われないようにすること。
- ③ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努めるものとします。

## 7 販売禁止鳥獣等の販売許可

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとします。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。

## 第七 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

- ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域（銃）」  
「特定猟具使用禁止区域（銃）」は、市街地、学校などの公共施設の周辺、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている公園等を対象に、209箇所61,111ヘクタールを設定（第10次計画終了時）しています。  
本計画においては、期間満了となる区域については、原則として指定期間を更新する

ものとしします。

また、銃猟による事故が頻発している地区又は事故の発生のおそれのある地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）については、引き続き特定猟具使用禁止区域（銃）の指定に努めていくものとしします。

なお、指定期間については、20年としします。

② わな猟に伴う危険を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域（わな）」

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について指定するものとしします。

なお、指定期間については、20年としします。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域				
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	209						1				
	面積	61,111 ha						111 ha				
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所											
	面積											

		本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減(減:△)	計画終了時の特定猟具使用禁止区域
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							2				△ 2	207
	面積							1,385 ha				△ 1,274 ha	59,837 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所												
	面積												

※ 地元等の要望があり、かつ、地域の合意形成がなされたものについては、計画外であっても、特定猟具使用禁止区域の指定を行っていきます。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を防止するための区域					わな猟に伴う危険を防止するための区域				
	特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具 使用禁止 区域名称 (銃)	指 定 面 積 ha	指 定 期 間	備 考	特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具 使用禁止 区域名称 (わな)	指 定 面 積	指 定 期 間	備 考
平成 24 年度	常陸大宮市	大宮八田	147	平成24年11月1日～ 平成44年10月31日	再指定					
	常陸大宮市	百観音自然公園	30	同上	同上					
	つくばみらい市	小絹	202	同上	同上					
	桜川市	つくし湖	107	同上	同上					
	下妻市, 八千代町	内田沼	44	同上	同上					
	守谷市	守谷東	702 (111)	平成24年11月1日～ 平成37年10月31日	拡大					
計	6箇所		1,232							
平成 25 年度	龍ヶ崎市	龍ヶ崎	0 (△1,297)	—	廃止					
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市半田・ 塗戸	0 (△88)	—	同上					
計	2箇所		(△1,385)							
平成 26 年度	那珂市	瓜連	40	平成26年11月1日～ 平成46年10月31日	再指定					
	石岡市	大增	106	同上	同上					
計	2箇所		146							
平成 27 年度	常陸太田市	佐竹	546	平成27年11月1日～ 平成47年10月31日	再指定					
	常陸太田市, 那珂市	栗原	62	同上	同上					
	常陸大宮市	宇留野	160	同上	同上					
	常陸大宮市	下岩瀬	105	同上	同上					
	常陸大宮市	野上	125	同上	同上					
	ひたちなか市	名平洞	136	同上	同上					
	水戸市, 笠間市	谷津	272	同上	同上					
	笠間市	笠間	193	同上	同上					
	笠間市, 茨城町	水府学園	505	同上	同上					
	小美玉市	羽狩納場	106	同上	同上					
	行方市	荒宿井上	117	同上	同上					
	神栖市	神栖西	186	同上	同上					
	石岡市	細谷	150	同上	同上					
	阿見町	追原	26	同上	同上					
	稲敷市	月出里	62	同上	同上					
	稲敷市	高田	311	同上	同上					
古河市	名崎送信所	66	同上	同上						
五霞町, 境町	利根	412	同上	同上						
計	18箇所		3,540							
平成 28 年度	笠間市	穴戸	130	平成28年11月1日～ 平成48年10月31日	再指定					
	笠間市	二子塚	56	同上	同上					
	鹿嶋市	鉢形・木滝	219	同上	同上					
	かすみがうら市	志戸崎	56	同上	同上					
	土浦市	土浦	966	同上	同上					
	土浦市, つくば市	土浦桜	350	同上	同上					

土浦市	烏山	110	同上	同上					
つくば市	研究学園都市北	5,941	同上	同上					
龍ヶ崎市、 取手市	龍ヶ崎南	237	同上	同上					
龍ヶ崎市	川原代	23	同上	同上					
取手市	小貝川河川敷	155	同上	同上					
常総市	菅原	199	同上	同上					
常総市	水海道・豊岡	1,003	同上	同上					
計	13箇所	9,445							
合 計	41箇所	12,978 (△1,274)							

## 2 猟区設定のための指導

### (1) 方針

第10次計画終了時において、猟区の設定はありません。

本計画では、地方公共団体のみならず民間の創意工夫を取り入れた猟区の設定を進め、秩序ある狩猟及び狩猟者育成の場の提供を推進することとします。

なお、猟区が設定されたときには、狩猟団体等と連携して、猟区を活用した狩猟初心者の育成の取組を進めるものとします。

### (2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実現を図る観点から、設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮し指導するものとします。

- ① 狩猟免許を受けている者や県猟友会からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有していること。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるような担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護され繁殖している鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

## 3 指定猟法禁止区域の指定等

### (1) 指定の方針

本県では、鉛製銃弾の使用を禁止する地区として、桜川指定猟法禁止区域を無期限で指定しています。

鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとします。

また、鉛製銃弾以外であって、その鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとします。

## (2) 許可の方針

桜川指定猟法禁止区域内における鉛製銃弾の使用は原則として許可しないこととします。

## 第八 特定計画の作成に関する事項

### 1 特定計画の作成に関する方針

本県では、県北山間地域や筑波山周辺を中心にイノシシによる農作物等の被害が拡大してきたことから、平成17年9月にイノシシに係る特定計画を策定し、猟期の延長や一斉捕獲の実施等の措置を講じてきました。

今後は、農作物の被害状況やイノシシの狩猟捕獲に対する福島第一原子力発電所事故の影響等の分析・検討を行い、茨城県イノシシ保護管理計画の改定を行うこととします。

また、近年、生息分布が拡大し内水面漁業等への被害が深刻化しているカワウについては、県域を越えた対策が必要であることから、平成17年5月に1都9県による関東カワウ広域協議会が設置され、一斉追い払いや一斉モニタリング等の広域的な被害防除対策を実施しています。

今後は、カワウを適正な個体数に誘導する必要があることから、カワウの生息数や生息密度、生息環境、被害状況等のデータ集積を進め、保護管理計画の策定の必要性について検討することとします。

### 2 特定鳥獣保護管理の推進

イノシシによる農作物等の被害を軽減するためには、科学的・計画的な保護管理を推進することが必要であることから、イノシシの生息する各市町が、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を促進するとともに、各市町村が対策を実行するのに必要な情報の提供や技術的支援を行うこととします。

また、イノシシの保護管理を推進するためには、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進し、地域ぐるみでイノシシの捕獲を図ることが重要であることから、鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携を行うこととします。

加えて、狩猟者の確保に努めるとともに、狩猟者のみに頼らない個体数調整の体制として、各市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組についても検討を進めていくこととします。

## 第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣保護事業を実施するうえで必要な資料を得るため、次の調査を実施します。また、県自然博物館や国の研究機関、保護団体等と連携しつつ、調査研究体制の整備に努めるものとします。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的な集積及びその活用を図ります。



また、各種調査の実施に当たっては、その情報を5kmメッシュ又は1kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図っていくものとします。

さらに、調査により得られた情報については、可能な範囲内においてインターネット等を利用した情報提供を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとします。

海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、関係機関と連携し、学術研究や被害対策調査の結果など既存資料の収集に努めることとします。

## 2 鳥獣保護対策調査

### (1) 方針

本県に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査を行い、保護事業を進めるうえでの基礎資料とします。

### (2) 野生鳥獣生息分布調査（5年毎）

本県に生息するすべての鳥獣を対象に、その分布、繁殖の状況、出現の季節等について調査を実施し、生息分布図を作成するとともに、これまでの調査結果をもとに分布動向の変化を把握するものとします。

また、調査の方法は、現地調査、既存資料の整理と活用、県民等へのアンケート調査、聞き取り調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、専門的な知識が少なくても一般的に識別しやすい種については、鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、必要に応じ県民のボランティアによる調査を実施するものとします。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
全鳥獣	H27～H28	生息分布、繁殖の有無、分布図作成等	県内全域	適期

### (3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとします。また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を実施する基礎資料とします。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
サシバ	H25	生息数調査、分布図作成等	県内全域	適期

### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

鳥類の渡来地における越冬状況を明らかにするため、毎年1月中旬に実施される全国一斉調査を実施します。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内主要湖沼等	H24～H28	定点、定線調査等による生息数調査	1月中旬実施

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定及び管理を行うため、既に指定されている鳥獣保護区等や新規指定の候補地となる地域における鳥獣の生息状況，生息環境，被害等の調査を実施します。

なお，被害等の状況等の調査に当たっては関係市町村や自然保護団体等の協力を得て行うものとしします。

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
・既指定鳥獣保護区等 ・新規指定候補地	H24～H28	鳥類生息調査，環境調査，被害等調査	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を図るため，狩猟鳥獣生息調査，放鳥効果測定調査等を第10次計画に引き続き実施するものとしします。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

イノシシ狩を行う狩猟者に対しアンケートを実施し，捕獲位置情報や捕獲個体の性別，捕獲年月日等できる限り詳細な捕獲データを収集します。

また，イノシシの有害捕獲を実施した市町村に協力を求め，捕獲した個体に関するデータを収集し，特定計画改定等の基礎資料としします。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
イノシシ	H24～H28	・イノシシ生息調査(イノシシ出猟カレンダー) 捕獲位置情報，捕獲年月日，個体性別等 ・イノシシ，イノブタ捕獲調査 捕獲個体の性別，外部計測値等	狩猟者へのアンケート 有害捕獲実施市町村

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するキジ及びヤマドリに標識（足環）を付し，回収された標識情報を分析することにより，放鳥した地域での定着割合等を明らかにしします。

対象鳥獣名	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	H24～H28	7,300羽	足環	2,400個	狩猟者からの足環回収報告調査	
ヤマドリ	H24～H28	1,000羽	足環	350個	同上	

#### (4) 狩猟実態調査

初猟日及び狩猟期間におけるキジ、ヤマドリ等の目撃状況等や県内の主な出猟場所等について狩猟者にアンケートを行い、狩猟の実態を把握します。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
キジ、ヤマドリ、カモ、キジバト、イノシシ	H24～H28	狩猟者に対するアンケート調査 出猟日数、出猟場所、生息数の増減傾向等	

#### 4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

##### (1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査します。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、市町村の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとします。

##### (2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
ヒヨドリ、ムクドリ、カラス、ハクビシン等	H24～H28	・相談情報の整理 ・鳥獣保護員による調査 ・市町村等からの聞き取り調査	生活環境被害・農林水産業被害に係る調査

## 第十 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

担当職員についてはこれまでと同様に配置しますが、鳥獣保護事業の円滑な推進を図るため計画的に研修を行い、専門的な知識の向上を図るよう努めるものとします。

#### (2) 設置計画

区 分	現況			計画 終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 生活環境部環境政策課 自然・鳥獣保護グループ	3	0	3	3	0	3	〈鳥獣保護関係〉 鳥獣保護対策の企画調整 鳥獣保護区等の指定 鳥獣保護員の任命 傷病鳥獣の救護，放鳥事業の実施 鳥獣捕獲許可及び有害鳥獣捕獲の指導 野生鳥獣の生息基本調査 鳥獣保護団体の指導育成 鳥獣保護思想の普及啓発，愛鳥モデル校の指定 鳥獣センターの管理 〈狩猟関係〉 狩猟免許，狩猟者の登録（県外者），狩猟取締， 狩猟者団体の指導 狩猟者研修センターの整備等

区 分	現況			計画 終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 総務部地域支援局県民センター総室 県央環境保全室	0	1	1	0	1	1	〈鳥獣保護関係〉 鳥獣保護員の管理 傷病鳥獣の救護 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣捕獲許可 鳥獣保護団体の指導育成，鳥獣保護思想の普及啓発 〈狩猟関係〉 狩猟免許，狩猟者の登録（県内者），狩猟取締， 狩猟者団体の指導
出先機関							
茨城県県北県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
茨城県県南県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
茨城県県西県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	環境省	6月～7月	1	全国	1～2名	野生生物保護行政に関する研修	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣の保護又は狩猟に関する経験と知識を有し、鳥獣の保護への熱意を有する人材から任命し、原則として各市町村に1人以上は配置するものとします。また、鳥獣の生息状況の把握及び傷病鳥獣の救護等を担う鳥獣保護員を各県民センターに配置します。

鳥獣保護員の主な任務は、狩猟の取締り、鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣の生息状況に関する調査や鳥獣保護思想の普及啓発ですが、鳥獣による農林水産業への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進などにも積極的に取り組むよう努めるものとします。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画							
	人員(B)	充足率 (B/A)	H24	H25	H26	H27	H28	平均(C)	充足率 (C/A)	
人 97	人 97	% 100	人 97	人 97	人 97	人 97	人 97	人 97	人 97	% 100

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区・休猟区等の管理	←												→	
狩猟期間中の取締り・指導	←												→	
違法捕獲・飼養取締り	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
傷病鳥獣の救護、鳥獣生息調査	←												→	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護員研修	各県民センター 県央環境保全室  (必要に応じ環境政策課)	4月 10月	1 1	各県民センター 県央環境保全室 単位  (必要に応じ全県)	97 97	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護及び狩猟に関する法令について</li> <li>鳥獣保護員の職務について</li> <li>鳥獣保護区等の管理について</li> <li>鳥獣保護指導の普及啓発について</li> <li>違法捕獲及び違法飼養について</li> <li>狩猟期間中の取締りについて</li> </ul>

### 3 保護管理の担い手の育成，狩猟者の減少防止対策

#### (1) 方針

近年、イノシシ等野生鳥獣による農林漁業被害が増加していることから、その対象鳥獣の生息状況を把握し、被害等の発生状況を踏まえた適正な保護管理を行える人材が求められており、その育成及び確保に努めるものとします。

また、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の減少防止等のための対策を検討します。

本計画では、狩猟者の確保に努めるとともに、狩猟者のみに頼らない保護管理の対策として、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組についても検討を進めていくこととします。

#### (2) 実施計画

##### ① 狩猟者の意識向上

免許更新講習会等の機会を利用し、鳥獣の保護管理に果たす狩猟者の役割について説明することにより、狩猟者の保護管理に関する意識の向上を図ります。

##### ② 狩猟免許試験の日程

狩猟免許試験の複数開催，休日開催を実施し，受験者の利便性の向上を図ります。

### 4 鳥獣保護センターの設置

#### (1) 方針

茨城県鳥獣センターは、鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として昭和44年に開設され、広く県民に利用されており（平成22年度利用者数：約43,400人）、展示鳥の飼養，傷病鳥獣の保護・飼養を行っています。

また、施設の効率的な管理・運営を図るため指定管理者制度を導入しているところであるが、委託事業の点検，見直しを定期的実施することとします。

本計画では、引き続き老朽化した設備の改修を進めるとともに、傷病鳥獣救護体制の拠点としての鳥獣センターのあり方について、効果的な救護体制の整備にあわせ検討を進めるものとします。

#### (2) 鳥獣保護センターの施設計画

名称	計画年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用方針	備考
茨城県鳥獣センター	平成24～28年度	那珂市戸	1.9ha	管理事務所 展示禽舎 救護禽舎 展示室	・傷病鳥獣が自然復帰できるまでの保護・飼養 ・展示鳥の飼養 ・パネル等の展示	自由観覧（無料）	那珂鳥獣保護区内

## 5 取締り

### (1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察本部と協力し、毎年度年間計画を立てて実施するものとします。

また、迅速かつ適正な取締りを行うため、次の方策を講じるものとします。

- ① 過去の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとします。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとします。
  - 1) 過去数年間において違反の多発区域がある場合は、当該区域内の巡回に重点を置くこと
  - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること
- ③ 特にタカ科（ワシタカ科）の鳥類の違法捕獲、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとします。
- ④ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、法第 76 条の規定に基づき指名される司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続きを踏まえたうえで領置等の捜査を行うものとします。
- ⑤ ペットショップ等を対象とした流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとします。
- ⑥ 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、取締りを重点的に行うものとします。
- ⑦ 取締りに必要な機動力を整備するため、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとします。
- ⑧ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図るため、県猟友会の協力を得て定期的な講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努めるものとします。
- ⑨ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲された地域に放鳥獣するよう努めるものとします。
- ⑩ 警察本部との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置し連携強化に努めるものとします。
- ⑪ 取締りに際しての情報収集等については、鳥獣保護員や民間団体等との連携・協力を努めるものとします。

### (2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
狩猟取締り及び指導																<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出前、日没後の指導</li> <li>・捕獲制限羽（頭）数</li> <li>・人家密集地等</li> </ul>
違法捕獲取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひな・卵の採取</li> <li>・かすみ網等による違法捕獲</li> </ul>
違法飼養取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすみ網の所持販売</li> <li>・無許可飼養</li> <li>・剥製業者</li> </ul>

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、県においては地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨をふまえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとします。

## 第十一 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとします。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとします。

### 2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

鳥獣センターを中心として、市町村、獣医師会、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等に努めるものとします。

救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、効果的な救護を実施することとします。

そのため、以下の点について検討していくこととします。

- ① 救護する個体の判断基準の設定（人為的要因による要治療個体）
- ② 獣医師による判断基準の設定（リハビリ、放鳥、終生飼養、その他）
- ③ 一時飼養及び終生飼養に携わるボランティアなど民間による取組み
- ④ 野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣の取扱い
- ⑤ 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係機関、団体、ボランティアなど救護体制の整備

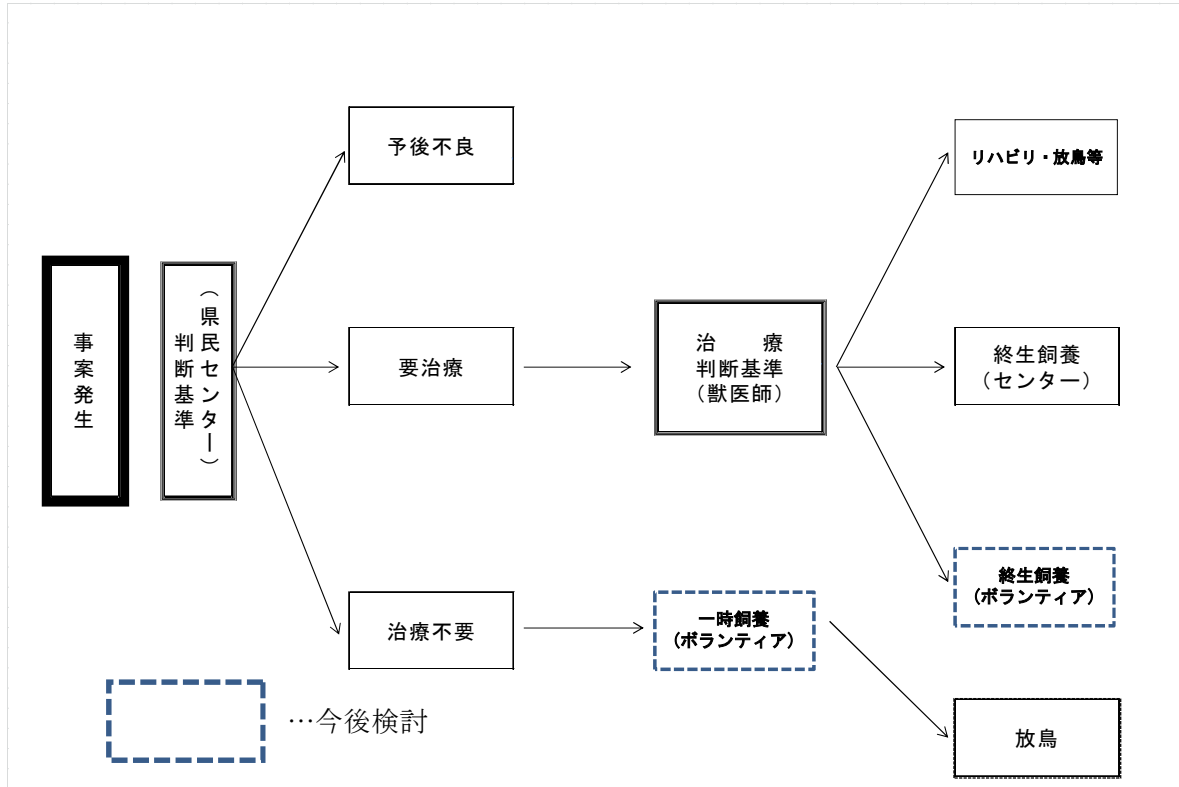
#### (2) 救護を行うにあたっての留意事項

- ① 救護の対象は、原則として、人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した野生鳥獣とします。
- ② ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容することのないよう、県や市町村の広報誌等を通じ、県民に対し周知徹底を図ります。
- ③ 特定計画の対象種のうち、特に生息数が多い、又は深刻な農林水産業被害等をもたらす種等（イノシシ）と外来鳥獣（アライグマ、ソウシチョウなど）を除くこととします。
- ④ 原則として、救護者が指定動物病院等へ搬入することとします。ただし、オオタカ等県版レッドリストに記載されている種の保護については、行政機関が主導的に実施するものとします。
- ⑤ 収容個体は必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有



無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規程に従い適切に対処するとともに衛生管理には十分留意するものとします。なお、救護に携わる者に対し人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するものとします。

【救護体制のフロー】



3 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとします。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ② 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

4 動物由来感染症等への対応

(1) 方針

平成 22 年度には、全国各地で野鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出されたほか、養鶏場での発生も確認されました。また、同年度には、国内において口蹄疫も発生しており、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症への関心が強まっています。

鳥獣行政部局においては、鳥獣における専門的な知見をもって、県民に対して、その感染

症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に適切な情報提供をすることにより、人及び家畜における感染症の発生予防に努めます。

また、福島第一原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっています。

担当する行政機関においては、放射性物質の影響に関する情報収集に努めるとともに、鳥獣に関する専門的な知見からの情報提供により、適切な理解の促進と社会不安の解消などを図っていく必要があります。

## (2) 具体的な対応

① 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努めます。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施します。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとします。

② その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとします。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めます。

③ 福島第一原子力発電所事故による野生鳥獣への放射性物質の影響については、国や市町村とも連携しながらモニタリング等を実施するとともに、県民に対し正確な情報の提供に努めます。

## 5 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

#### ① 方針

鳥獣は自然を構成する大切な要素であり、生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っているとともに、人間の生活に欠くことのできないものです。

野生鳥獣をその生息環境とともに次世代に引き継いでいくため、野生鳥獣の生態や保護管理の必要性などについての学習や、自然を大切にする心を育むために必要な取組等を推進するため、以下の事業を年間を通じて実施するよう努めるものとします。

- 1) 地域住民による保護活動等の育成指導
- 2) パンフレット、リーフレット等の配布、ホームページでの配信
- 3) 鳥獣センターにおけるパネル等の展示
- 4) 図書・ビデオの貸出
- 5) 巣箱の譲与や必要に応じた探鳥会の開催等

また、愛鳥週間には、愛鳥モデル校やこどもエコクラブ等と協力しながら探鳥会や講演会、食餌植物の植栽等の実施に努めるものとします。

## ② 愛鳥週間行事等の計画

区分	平成24年度～28年度	備考
愛鳥週間行事	・探鳥会，講演会，食餌植物等の植栽等 ・保護団体等と協力した普及啓発事業の開催	
その他	・愛鳥週間ポスター入選作品等の展示	

## (2) 愛鳥モデル校の指定

### ① 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として，児童生徒に愛鳥思想の普及啓発を図るため，「茨城県愛鳥モデル校指定要項」（昭和56年3月5日制定）に基づき，愛鳥モデル校を指定するものとしします。

愛鳥モデル校は，主に小・中学校を対象に地域的バランスを考慮して指定するほか，必要に応じ高等学校その他の学校等についても指定するものとしします。

### ② 指定期間 3年

### ③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校には，鳥獣に関する図書，物品等を配布するほか，必要に応じ職員や鳥獣保護員等による指導助言を行うものとしします。

### ④ 指定計画

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	6	5	11	8	4	12	9	3	12	6	5	11	8	4	12	
中学校	3	1	4	2	1	3	2	1	3	3	1	4	2	1	3	
その他の学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	9	6	15	10	5	15	11	4	15	9	6	15	10	5	15	

## 6 法令の普及徹底

### (1) 方針

狩猟に関する法令やマナーの遵守について，様々な機会を通じ狩猟者に対し普及啓発活動を行う。

また，かすみ網やとりもちによる違法捕獲（密猟）が依然として発生していることから，鳥獣の捕獲規制や飼養登録制度等，県民に関係のある事項については，県や市町村の広報誌，パンフレットの配布等により周知徹底を図るものとする。

### (2) 重点項目

重点項目	実施方法	対象者
狩猟制度等の改正	講習会，県ホームページ等	狩猟者等
違法捕獲の防止	ポスター，パンフレット	一般県民，ペットショップ，ホームセンター等
違法飼養の防止	県，市町村広報誌等	

1 鳥獣生息状況の推移（茨城県野生鳥獣生息分布調査報告書（平成19年3月）より）

鳥類の繁殖及び生息記号

大黒丸：繁殖を確認した

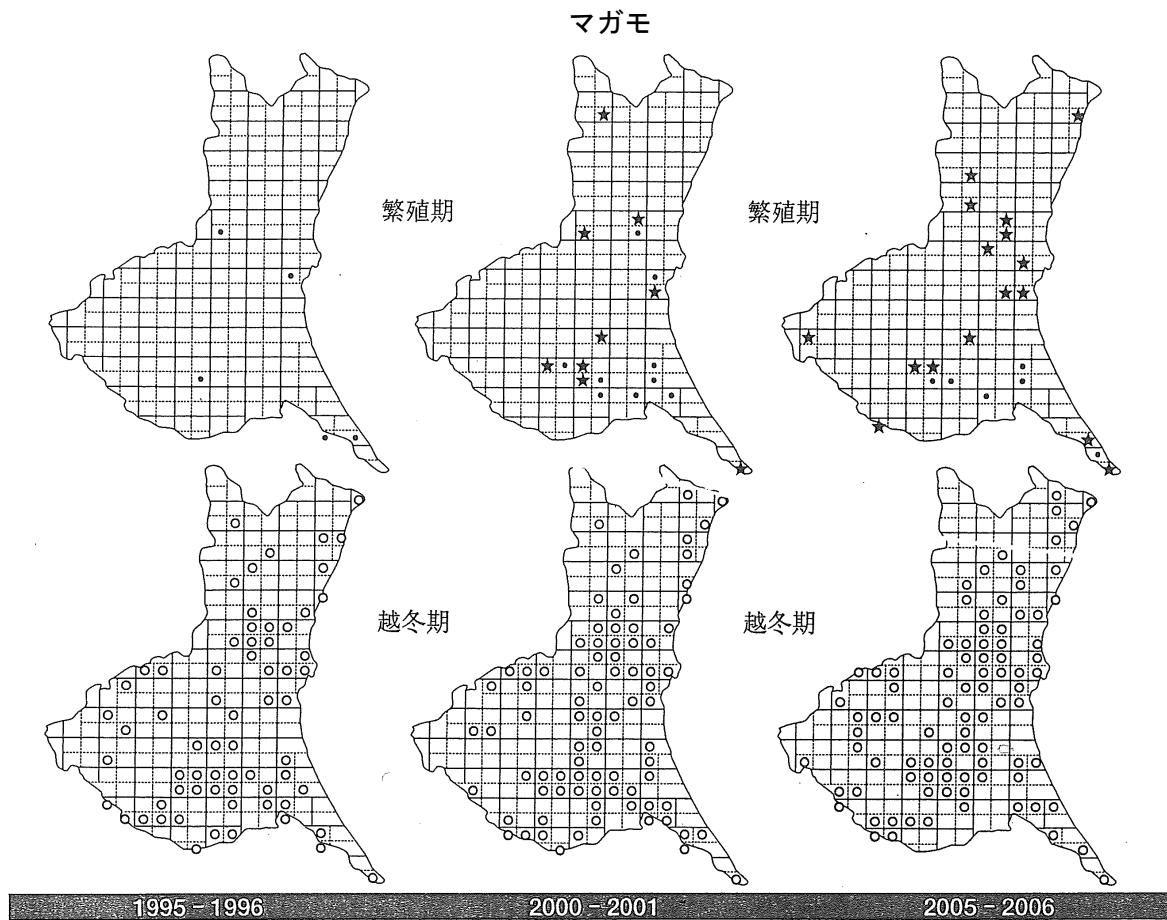
中黒丸：繁殖を確認できなかったが、繁殖の可能性はある。

小黒丸：生息を確認したが、繁殖については、何ともいえない。ただし、冬鳥の一部を6月1日から7月31日までに確認した場合を含む。

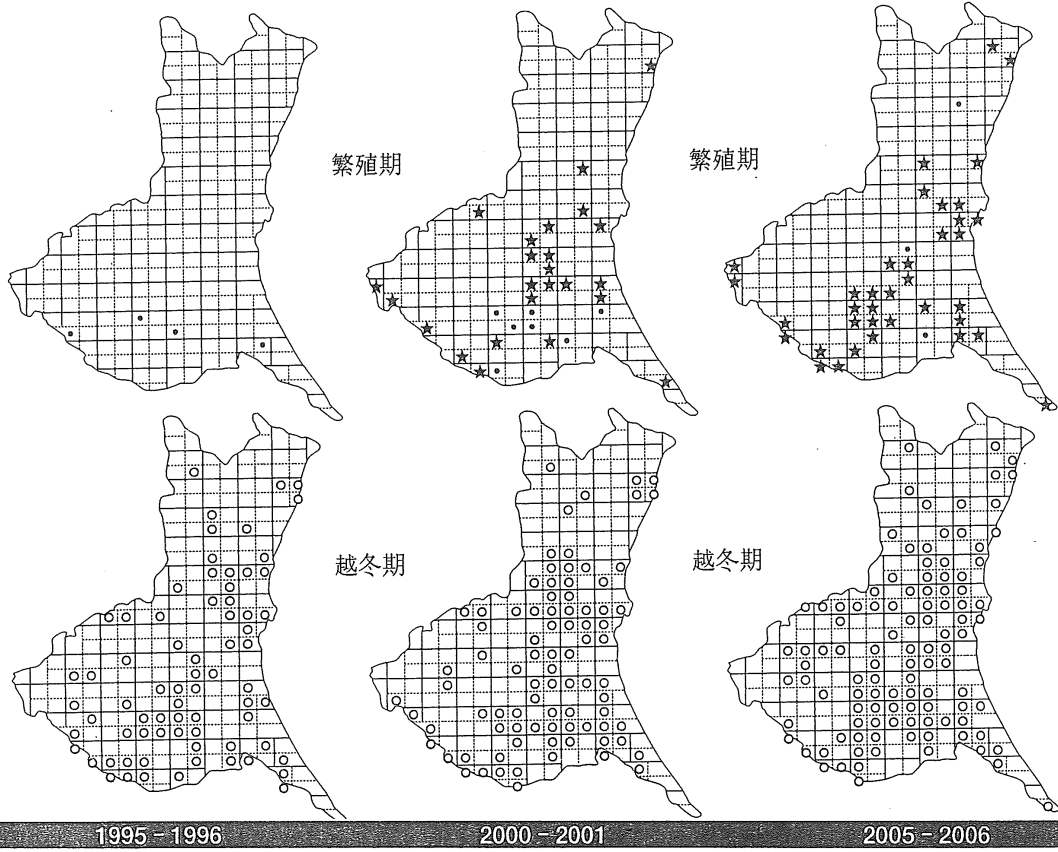
黒 星：姿・声を確認したが、繁殖の可能性はおそらく無い。

無 印：生息せず。または記録無し。

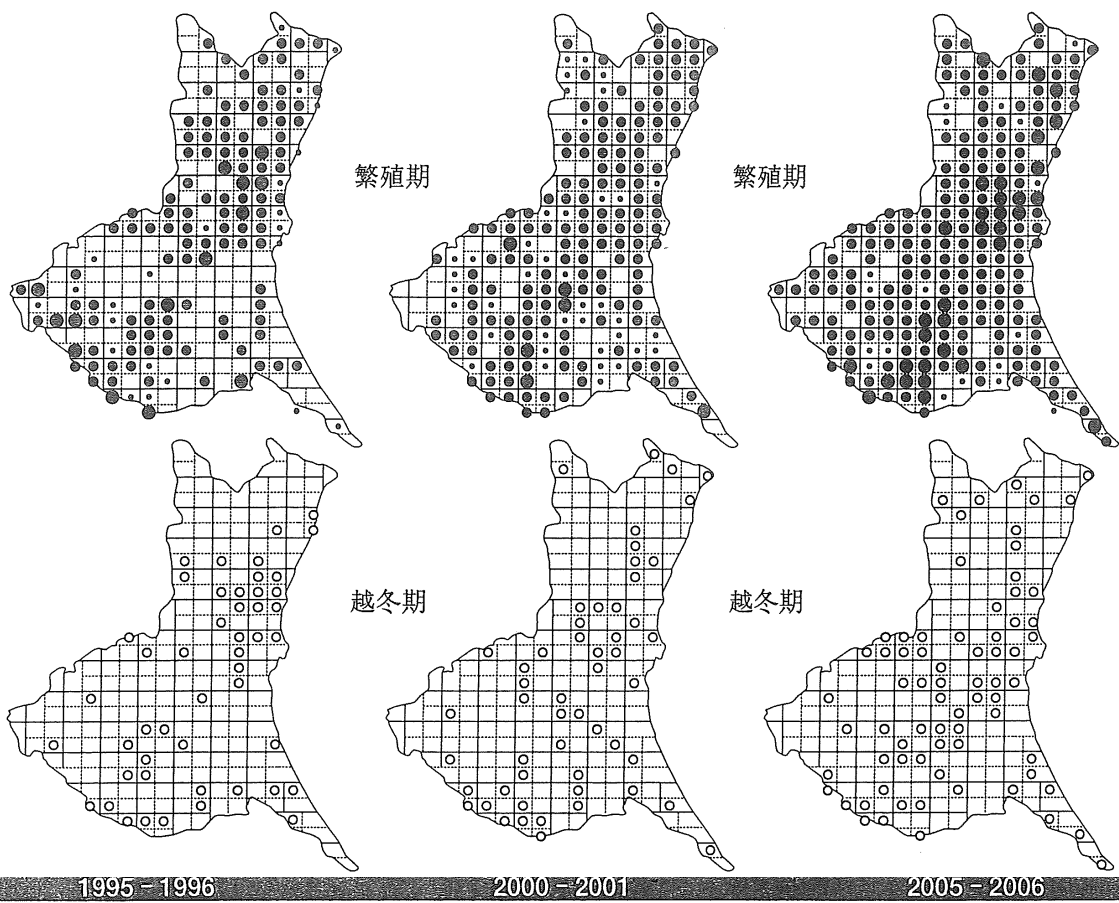
白 丸：越冬期の記録



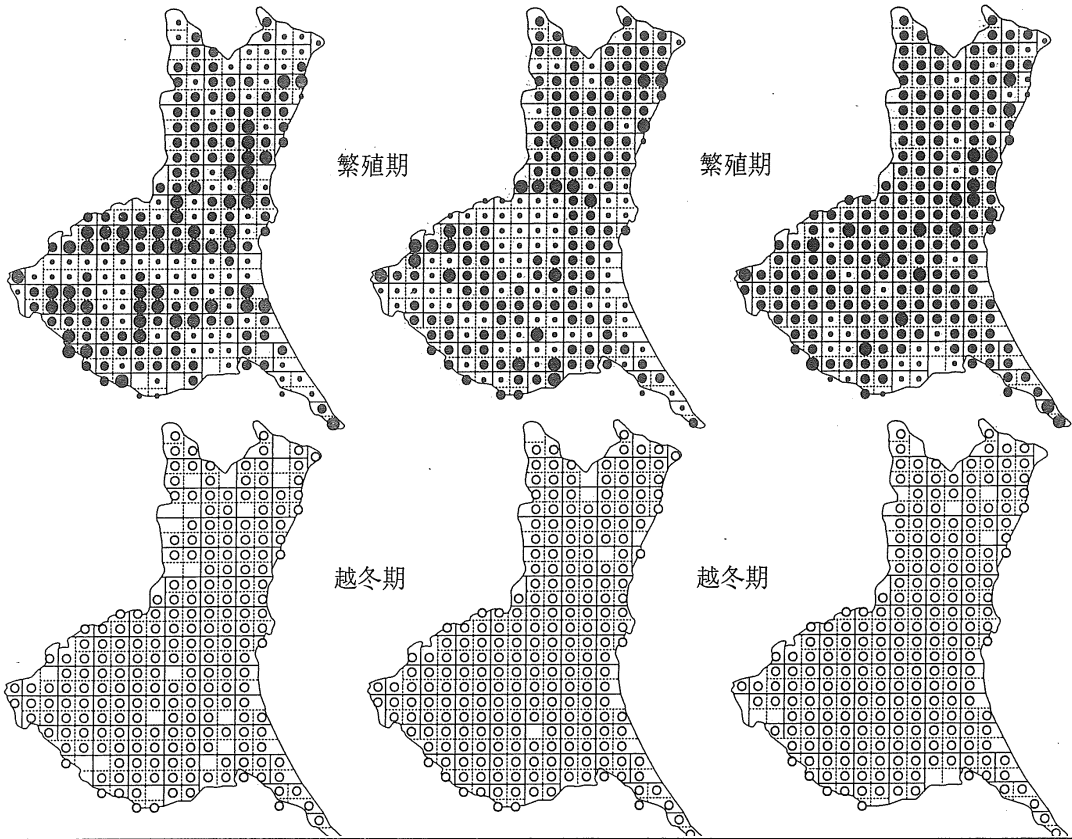
コガモ



キジ



キジバト

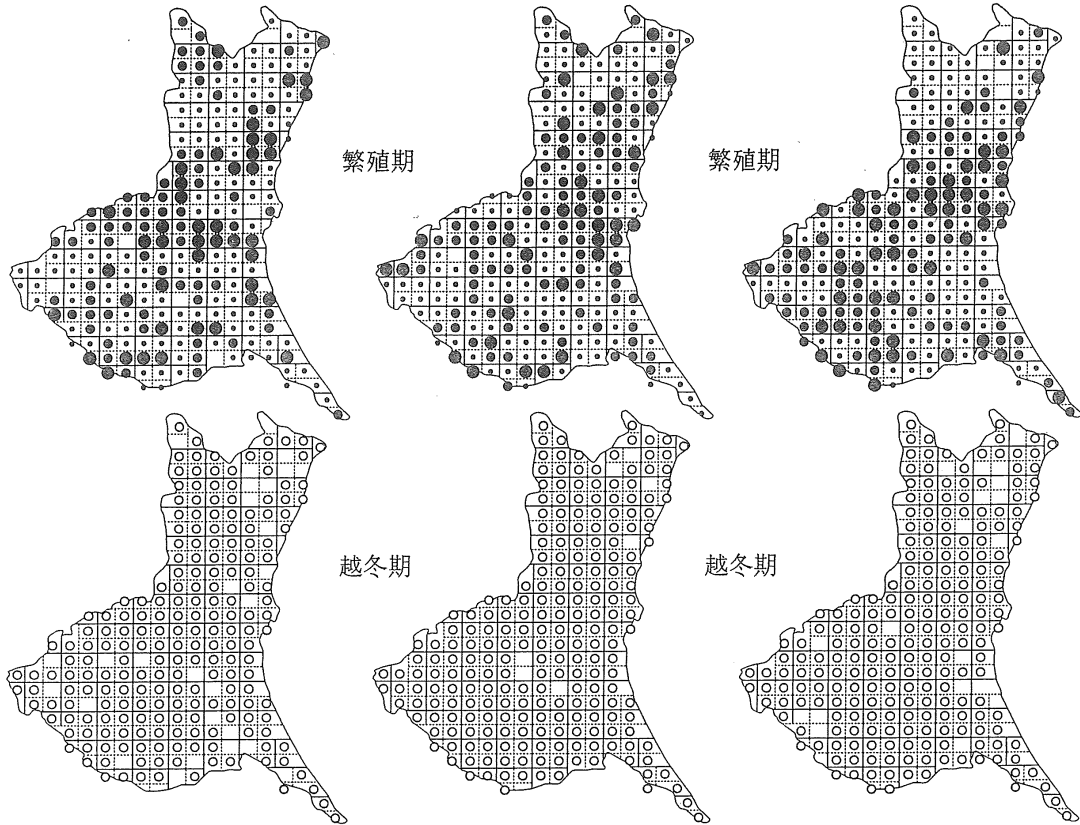


1995 - 1996

2000 - 2001

2005 - 2006

ハシボソガラス

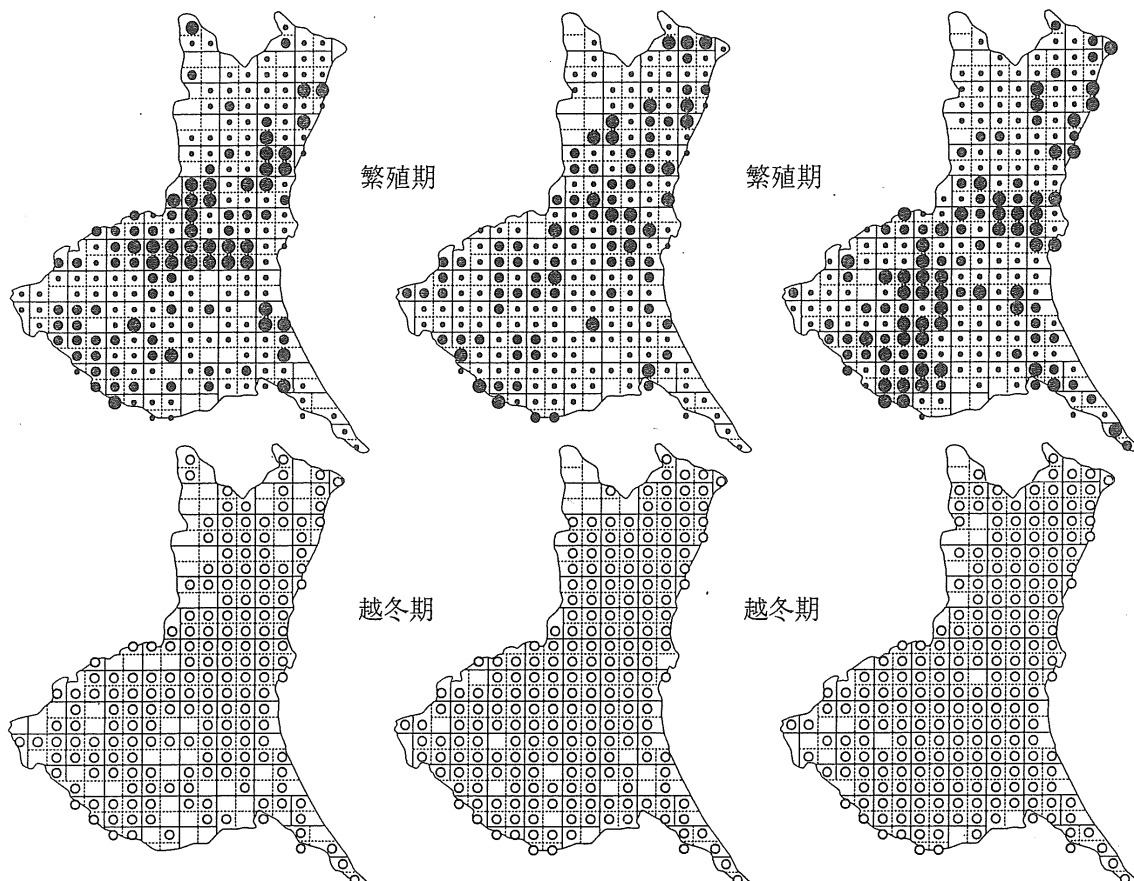


1995 - 1996

2000 - 2001

2005 - 2006

ハシブトガラス

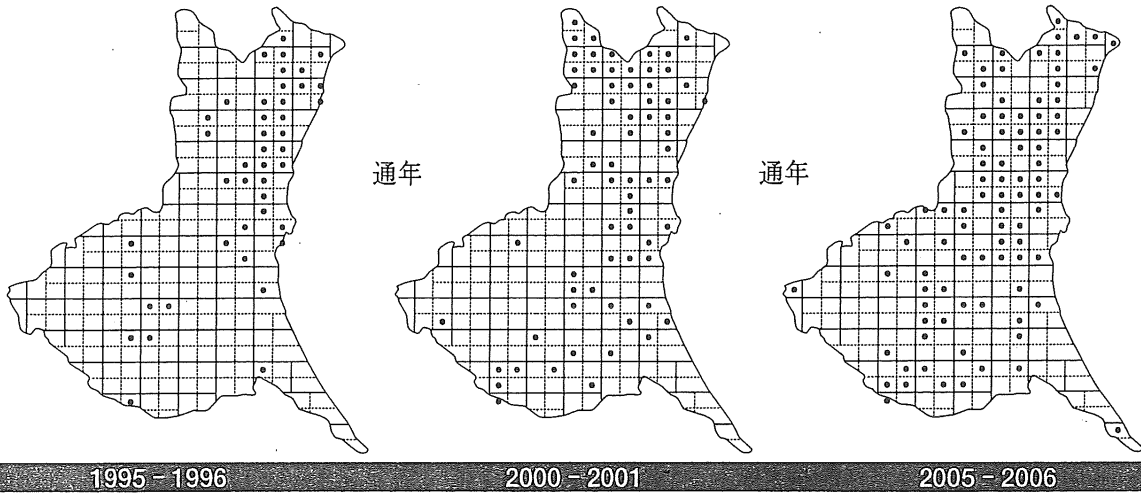


1995 - 1996

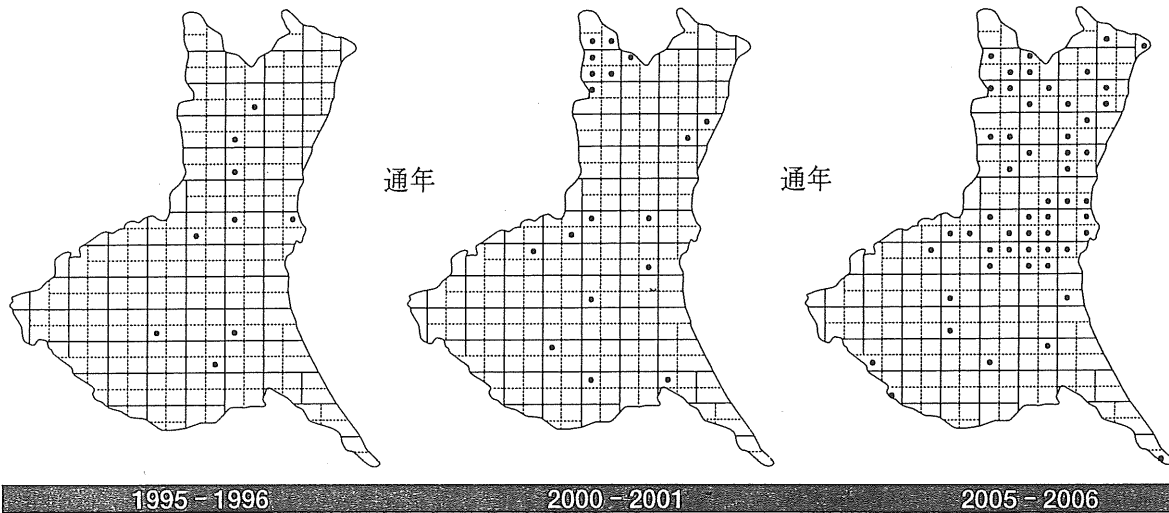
2000 - 2001

2005 - 2006

タヌキ



ハクビシン



2 狩猟者登録数の推移

